

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年4月6日
【事業年度】	第68期（自平成26年6月1日至平成27年5月31日）
【会社名】	カネコ種苗株式会社
【英訳名】	KANEKO SEEDS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金子 昌彦
【本店の所在の場所】	群馬県前橋市古市町一丁目50番地12
【電話番号】	027(251)1619
【事務連絡者氏名】	専務取締役財務部長 長谷 浩克
【最寄りの連絡場所】	群馬県前橋市古市町一丁目50番地12
【電話番号】	027(251)1619
【事務連絡者氏名】	専務取締役財務部長 長谷 浩克
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年8月31日に提出いたしました第68期（自平成26年6月1日 至平成27年5月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

4 関係会社の状況

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

注記事項

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

（有価証券関係）

（税効果会計関係）

2 財務諸表等

(1) 財務諸表

注記事項

（税効果会計関係）

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

4【関係会社の状況】

（訂正前）

連結子会社

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(株)カネコガーデン ショップ	群馬県前橋市	10,000	花き事業	100	当社の販売先であります。 役員の兼任あり。
前田農業(株)	熊本県熊本市	20,000	農材事業	100	当社の販売先であります。 役員の兼任あり

（注）主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

（訂正後）

連結子会社

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(株)カネコガーデン ショップ	群馬県前橋市	10,000	花き事業	100	当社の販売先であります。 役員の兼任あり。
前田農業(株)	熊本県熊本市	20,000	農材事業	100	当社の販売先であります。 役員の兼任あり 資金援助あり

（注）主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

(訂正前)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

株カネコガーデンショップ

前田農薬株

上記のうち前田農薬株については、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 省略

2. ~ 4. (省略)

(訂正後)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

株カネコガーデンショップ

前田農薬株

上記のうち前田農薬株については、平成26年6月に株式を100%取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 省略

2. ~ 4. (省略)

(有価証券関係)

(訂正前)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成26年5月31日)

(省略)

当連結会計年度(平成27年5月31日)

(省略)

(注)非上場株式等(連結貸借対照表計上額254,777千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 省略

(訂正後)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成26年5月31日)

(省略)

当連結会計年度(平成27年5月31日)

(省略)

2. 省略

(税効果会計関係)

(訂正前)

- 1 . (省略)
- 2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳
前連結会計年度(平成26年5月31日)及び当連結会計年度(平成27年5月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

- 3 . (省略)

(訂正後)

- 1 . (省略)
- 2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年5月31日)	当連結会計年度 (平成27年5月31日)
法定実効税率	37.8%	35.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	0.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.6	0.6
均等割等	1.5	1.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修整	0.9	2.7
その他	0.1	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.3	39.6

- 3 . (省略)

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【注記事項】

(税効果会計関係)

(訂正前)

1.(省略)

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(平成26年5月31日)及び当事業年度(平成27年5月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3.(省略)

(訂正後)

1.(省略)

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年5月31日)	当事業年度 (平成27年5月31日)
法定実効税率	37.8%	35.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.6	0.6
均等割等	1.5	1.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修整	0.9	2.8
その他	0.0	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.2	39.4

3.(省略)